

議案第 65 号

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和8年6月4日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

別表その他市の執行機関の附属機関の委員及びその他の委員等の項中「日額 6,000 円」の次に「(特に高度の専門的な知識経験等を要する職にある者が委員又は委員等である場合であって、この額により難いと認められるときは、日額 15,000 円)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。